

食品衛生法違反，不良食品等に関する情報（区衛生課，食品衛生検査所）

令和元年10月～令和元年12月

食品衛生法違反事例（食中毒事例を除く）

No	発見年月日	食品等の名称	内容	根拠
1	R1.12.3	冷凍えび※	放射線照射	法第11条第2項
2	R1.12.13	かつおな	農薬（シマジン）の残留基準値超過	法第11条第3項

※ 輸入時に検査所のモニタリング検査で発見したもの。

指導基準及び衛生規範の不適合事例

No	発見年月日	食品等の名称	内容	根拠
1	R1.10.16	幕の内弁当	大腸菌群陽性	福岡市食品衛生成分規格指導基準 弁当及びそだいの衛生規範
2	R1.10.18	洋風ちらし弁当	生菌数基準値超過	福岡市食品衛生成分規格指導基準 弁当及びそだいの衛生規範
3	R1.10.18	キュウリ酢の物	生菌数基準値超過	福岡市食品衛生成分規格指導基準
4	R1.10.31	タイの刺身	生菌数基準値超過	福岡市食品衛生成分規格指導基準
5	R1.11.1	小松菜と油揚げの 和え物	生菌数基準値超過	福岡市食品衛生成分規格指導基準
6	R1.11.1	グリーンサラダ	生菌数基準値超過	福岡市食品衛生成分規格指導基準
7	R1.11.7	タイの刺身	生菌数基準値超過	福岡市食品衛生成分規格指導基準
8	R1.11.7	タイの刺身	生菌数基準値超過	福岡市食品衛生成分規格指導基準
9	R1.11.8	タマゴサンド	生菌数基準値超過 大腸菌群陽性	福岡市食品衛生成分規格指導基準
10	R1.11.12	ポテトサラダ	生菌数基準値超過	福岡市食品衛生成分規格指導基準
11	R1.11.14	グリーンサラダ	生菌数基準値超過	福岡市食品衛生成分規格指導基準
12	R1.11.14	海藻サラダ	生菌数基準値超過	福岡市食品衛生成分規格指導基準 弁当及びそだいの衛生規範
13	R1.11.18	レアチーズケーキ	生菌数基準値超過	福岡市食品衛生成分規格指導基準 洋生菓子の衛生規範
14	R1.11.19	シュークリーム	大腸菌群陽性	福岡市食品衛生成分規格指導基準 洋生菓子の衛生規範
15	R1.11.19	シュークリーム	大腸菌群陽性 黄色ブドウ球菌陽性	福岡市食品衛生成分規格指導基準 洋生菓子の衛生規範
16	R1.11.19	シュークリーム	生菌数基準値超過	福岡市食品衛生成分規格指導基準 洋生菓子の衛生規範
17	R1.12.17	マカロニサラダ	生菌数基準値超過	福岡市食品衛生成分規格指導基準
18	R1.12.17	巻寿司	大腸菌群陽性	福岡市食品衛生成分規格指導基準
19	R1.12.17	タマゴサンド	生菌数基準値超過	福岡市食品衛生成分規格指導基準
20	R1.12.19	チョコケーキ	生菌数基準値超過	福岡市食品衛生成分規格指導基準 洋生菓子の衛生規範
21	R1.12.19	レアチーズケーキ	生菌数基準値超過 大腸菌群検出	福岡市食品衛生成分規格指導基準 洋生菓子の衛生規範
22	R1.12.24	タイの刺身	生菌数基準値超過	福岡市食品衛生成分規格指導基準

上記違反食品等による危害発生防止のため，必要な措置，指導等を実施した。

【参考】

法, 条例等	主な規定内容
食品衛生法第6条第1号	腐敗, 変敗若しくは未熟な食品又は添加物の販売等の禁止
食品衛生法第6条第4号	異物の混入等により, 人の健康を損なうおそれがある食品又は添加物の販売等の禁止
食品衛生法第11条第2項	規格, 基準等にあわない食品又は添加物の販売等の禁止
食品衛生法第11条第3項	一律基準を超えて農薬, 動物用医薬品等が残留する食品の販売等の禁止
福岡市食品衛生成分規格指導基準	福岡市が独自に定めた食品の指導基準 (調理ご飯, そうざいの細菌数100,000 \square /g以下など)
弁当及びそうざいの衛生規範	衛生的な弁当及びそうざいの製造, 販売等のための指針 (加熱処理した製品の細菌数100,000 \square /g以下など)
生めん類の衛生規範	衛生的な生めん, ゆでめん, 具等の製造, 販売等のための指針 (ゆでめんの細菌数100,000 \square /g以下など)
洋菓子の衛生規範	衛生的な洋生菓子の製造, 販売等のための指針 (細菌数100,000 \square /g以下, 大腸菌群陰性など)

食品衛生法違反に関する情報（食肉衛生検査所）

令和元年10月～令和元年12月

食品衛生法違反事例（食中毒事例を除く）

No	発見年月日	食品等の名称	内容	根拠	措置、指導内容等
1	R1.10.3	豚の筋肉	動物用医薬品(マルボフロキサシン)残留基準値超過	法第11条第2項	流通前に違反が判明したもの。 ①廃棄命令(全部) ②生産者を管轄する家畜保健衛生所に文書通知
2	R1.10.3	豚の腎臓	動物用医薬品(マルボフロキサシン)残留基準値超過	法第11条第2項	上欄と同一個体 流通前に違反が判明したもの。 ①当該部位は検査のために全量収去
3	R1.10.11	牛の筋肉	動物用医薬品(オルビフロキサシン)残留基準値超過	法第11条第2項	流通前に違反が判明したもの ①廃棄命令(全部)
4	R1.10.11	牛の腎臓	動物用医薬品(オルビフロキサシン)残留基準値超過	法第11条第2項	上欄と同一個体 流通前に違反が判明したもの ①当該部位は検査のために全量収去
5	R1.10.11	豚の腎臓	動物用医薬品(ドキシサイクリン)残留基準値超過	法第11条第2項	流通前に違反が判明したもの ①当該部位は検査のために全量収去(検査所で保存期限後に廃棄)
6	R1.10.23	牛の腎臓	動物用医薬品(セファゾリン)残留基準値超過	法第11条第2項	流通前に違反が判明したもの ①当該部位は検査のために全量収去(検査所で保存期限後に廃棄)
7	R1.11.6	牛の腎臓	動物用医薬品(セファゾリン)残留基準値超過	法第11条第2項	流通前に違反が判明したもの ①当該部位は検査のために全量収去(検査所で保存期限後に廃棄)
8	R1.11.26	牛の腎臓	動物用医薬品(セファゾリン)残留基準値超過	法第11条第2項	流通前に違反が判明したもの ①当該部位は検査のために全量収去(検査所で保存期限後に廃棄)

【参考】

法、条例等	主な規定内容
食品衛生法第6条第1号	腐敗、変敗若しくは未熟な食品又は添加物の販売等の禁止
食品衛生法第6条第4号	異物の混入等により、人の健康を損なうおそれがある食品又は添加物の販売等の禁止
食品衛生法第11条第2項	規格、基準等にあわない食品又は添加物の販売等の禁止
食品衛生法第11条第3項	一律基準を超えて農薬、動物用医薬品等が残留する食品の販売等の禁止